

地域型保育事業等における虐待対応報告について

市が所管行政庁となる地域型保育事業、乳児等通園支援事業、学童クラブ事業において発生した、虐待が疑われる旨の通報について、事実確認等の必要な措置を講じた場合には、児童福祉審議会等（児童福祉審議会の委員に相当する者を含む。）へ報告を行う必要がある。

